

支那探檢録
完

026512-000-6

81-462

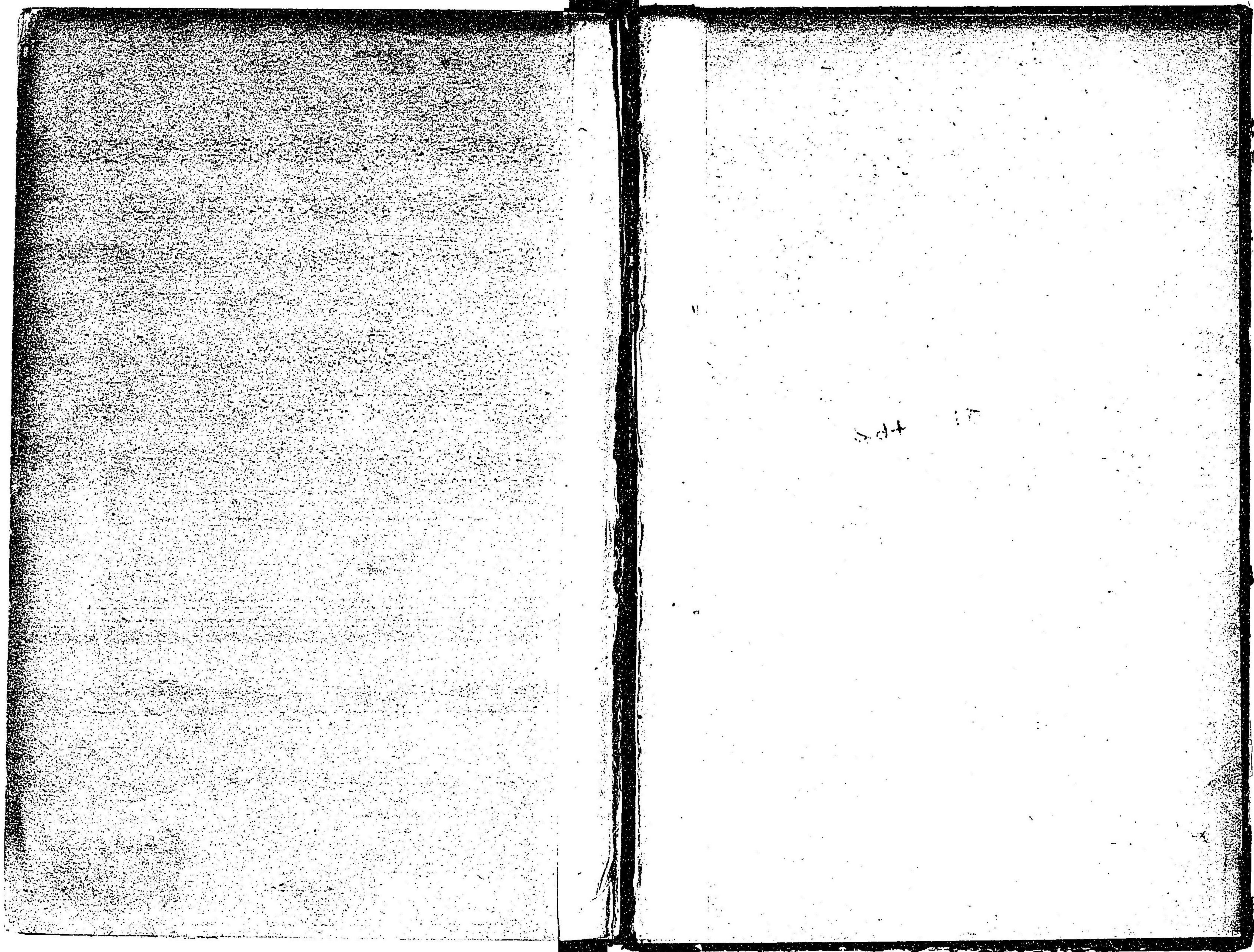
支那探檢録(新正) 1名, 清国風土記

宮内 赤城(猪三郎)/著

M33

ADD-0180





采風台記

題
著
未年詞集新

卷之

首

如平

退 兼 敬 啟 一 條

采 風 司 風

曾 蒞 去 宿 白 經 積 月 來 以
素 履 之 清 試 將 高 士 評 風
格 匹 似 天 字 百 五 兄 弟 拜 梅
未 咸 宮 內 君 自 清 園 仰 途 被 訪 弊 寓
聞 其 談 丈 使 吾 輩 強 心 素 非 可 以 風 流
論 者 因 錄 之 以 清 象 正

五十四 潤 拜

支那探檢錄

支那探檢錄

支那探檢錄

支那探檢錄

支那探檢錄

支那探檢錄

支那探檢錄

新支那探檢錄目次

71-462



總說、國都、版圖内閣及び政法、邑鎮及び村、氣候、性質、言語の別、
 祠廟、寺院、海陸軍及び八旗兵、兵營砲臺及び軍艦、物産、名所古迹、土木工事、
 會館、農商、建設、刑罰、船舶招商局、書信及び工部書信局、鐵道及び電信、新聞、
 教育及び學校、考試及び官吏登用、楊子江及び黄河、牧畜及び漁獵、家屋器具及び
 起居、海關、釀造、飲食、頭髮、衣服、保守、洋行及び銀行、長年老者、商業品、
 南兒院、旅舍、浴室、茶館、茶園、魯宋票、記號及び當、贈答、車馬、輜、爆竹、
 烟、酒、賭博、司法警察、南船北馬、行路難、婚姻、葬喪、逆黨、物價、度量、錢
 貨、毒虫、莊樓館、手爲の差、年賀、簿記算數、外國學、筆話、學士文人、鶴龜、
 婦人、醫師及び藥舖、僧侶道士、陰陽師、藝娼妓、團扇及び肥料、

以上

余平生嗜詩。清國遊歷之前後。亦來往于東西。遍探名勝訪相將諸公碩學鴻儒。其間辱知者。有德川慶喜、伊達宗城、二條基弘、山縣有朋、池田慶政、松平康莊、黑田長成、伊達宗基、勝安房、副島種臣、島尾得庵、野津道貫、曾我祐準、大山巖、海江田信義、板本武揚、末松謙澄、谷干城、西德二郎、黑川通軌、板垣退助、田中光顯、内海忠勝、大島圭介、黑田久孝、高辻修長、大給恒諸公。有小野湖山、栗本鋤雲、重野安繹、寺嶋直、細川十洲、岡鹿門、金井之恭、安樂兼道、楠本正隆、中條政恒、古莊一雄、鈴木大亮、芳野世經、竹添井々、江川英武、足立正聲、藤田健、谷如意、佐藤進、深井寛、下啓助、三浦安諸先生。到處作詩以陳志矣。曾去清國之日留別林權助君等作曰。

西遊日久向東行。指顧東西兩樣情。囊底新詩多瑞氣。足跡已及漢陽城。

右書換小序博大方之一笑云。

宮内赤城手稿

新支那探檢錄 一名清國風土記

總說

日東 宮内赤城著

國民の怠慢怯弱は世人の知る如きも、開國の最舊く、版圖の最大に、民口の最多く、古は聖賢英傑輩出し、文物最早に模倣する者たるを、讀書家の逼く語する所なり、故に今日の支那、政治に貿易に或は輕忽視す、何か、其沿革は、伏羲神農黃帝堯舜より、夏殷周三代を経て、春秋戰國と成り、秦漢と成り、三國と成り、梁陳六朝唐宋元明と成り、明祚漸く絶へんとするに際し、清の大祖滿州より起り、帝位を踐む、以來此に三百年、皇祚連綿既に十有餘世に及ぶも、今や此種衰頹し、真國の權位する所たり、豈に隣邦人として嘆慨なからんや。

國都の變易、毫と成り鎬と成り古來一ならず、概して之を曰へは陝西の長安、及び河南の洛陽と江蘇の金陵は、清朝以前屢國都たり、金陵は世に南京と稱し、之に對し、北京と稱するは、往昔の燕都にして、所謂順天府の所在は乃ち如今清國の都城にして西北長城に近く、渤海に注ぐ所の白河に濱する天津府の西、我里程四十餘里に位する一都會なり。

版圖内閣及び政法

支那版圖は、直隸山東山西陝西甘肅四川雲南貴州河南湖南湖北廣東廣西江西安徽江蘇浙江福建を本部十八省とし、別に雪山青海内蒙古外蒙古滿州等を合せたる者にして、諸省に總督乃國相各一人を置き、之を統轄するには、内閣には其攝政とし

皇族親王あり、別に滿州將軍を置き、各省總督の下には巡撫、道台、觀察等あり、一省を數府に分ち府衙門を立て、知府之を督し。一府を數縣に分ち、縣署を置き、知縣之を轄す、其縣は十八省に一千一百有餘とす、又邑署鎮衙あり、其長官屬僚皆總督巡撫知府知縣に隸す、每省に直隸州多少あり、知州なる官を置き、其下に知縣あるは府に異なるなし、其直隸なるは、蓋し我舊幕府時代の天領と云ふ者に異なるらず、諸官を禮部吏部兵部刑部に分ち、其職權輕重一ならざるも、權限自から廣しとす、而るに各官意見を異にするに由り、政治上間矛楯を惹起すと云ふ、上に其人なきか爲めなるか。國民皆因循姑息なるが爲めか。

邑鎮及ひ村

市街の大なる各地は、大畧城壁を環らし、寺院宮廟官署民家は、其中に羅列散在す、城門は數所に設け、朝夕時限を定めて開閉す、渡頭に亦關門あり、國疆の大なる、盜賊も多し警戒宜く此の如くす可し、市街の大なるを邑と曰ひ、稍小なるを鎮とす、鎮にも人家數萬の多き者あり、湖北の漢口の如きは、民口數十萬にして清國四大鎮の一とす、村は我村に同く、浦東村、楊花村の名稱あり、市街の中にも里なるあり、我邦の町に匹敵す。

氣候

禹域の廣大なる、北は蒙古滿州に接し、南は安南印度に界す、故に北部は四時水雪を見る、其北京天津も、冬時は積雪皚々行旅に便ならず、渤海の如きも、年の十一月に至れば、潮水氷を結び通船を妨ぐるに至る、南方の如きは春夏秋冬水雪を見ず、草木常に青々たりと、我友曾て香港に在り、九月垂楊未帶黃の詩あり、亦以て他を想見す可し、且夫れ江河の間は總て氣候中和を得るとぞ、上海は江以南なれども亦之に伯仲す、而も山嶽の遠く、平野の廣き、風向の變するときは一夜に寒暖を異にするは、我關東の地に比し一段を加ふる如し、故に他邦人は胃寒に罹ることあり、亦至理なりとす。

性質

人性強弱勤怠善惡の異なるは、一は教育に、出ると雖、其山川風土起居に由り、慣習性と爲る者の如し、假令へは我邦信州の如きは、氣候寒冷山嶽の多き、人民能く忍耐勤勉の氣象を具へ、薩摩土佐人の如きは、其土地殊に平坦ならず稼穡の間も峻險を侵すを常とし、且氣候温暖なるを以て、其民人剛毅勇敢にして、他方に異なりとす、又關東人の如きは、氣候の暖和なる、土地の平遠沃饒なるに由り、平素の業務亦概ね艱苦少し、故に其氣性豪邁勇武、京坂地方民人の商賈に巧なる、外歐に内柔なる者に比し自然異同あり、支那人民の氣象も其土に隨て異なるは、江蘇浙江安徽人は我關東人に彷彿し、湖南湖北山西陝西人は、

薩摩土佐人に匹似し、四川、甘肅人の如きは、信越人に相類する等、蓋古今の通性なり、秦楚の堅甲利兵孟子曾て之を曰ふ、今の山西陝西は古の秦にして、湖南湖北は楚國なり、乃其人を見るに少く勇氣あるを覺ゆ、聞く所に由るに、湖南省に山野を往來する婦人、手に竹槍を把るありと、是尙武の風に富めると謂ふ可きか、鳥獸の性亦風土に隨ふ者の如く、禹城に在る所の雀又は犬などは、其形我邦の者より大にして、氣質も平穩能く人に狎れ、人の近くも飛走し去らず、其音聲も小異あり、民人の性も事に小成と期せず、彼の豚尾郎亦一概に論破す可からず。

言語の別

言語は、嶺南話、南邊話、滿州話、北京官話の四大部に分る、上海、寧波の語は、南邊話に屬し、其中亦異同あり、其音聲にも、平上去入あり、北京語は入聲と濁音なく、又香港邊の語は、八聲に分ると、而も概言すれば、我邦東海東山の語の、四國九州に遠ふか如く、大同小異なるは、漢音と吳音と差あるに同じ、兒女の話の如きは、地方に在ても一種の別ありて、同意味の語も語遠へは逼く通せず、音聲の差平上去入あるも、實際に當ては、平聲の語を上聲とし用ひ、去聲を平聲とし用ひ、長語を短語とし、短語を長語とし用ゆることあり、支那語を學ぶに、平仄篇なる書あり、之を以て平仄を知るは、詩を學んで平仄を知り、又は韻字を知るの便あるに孰與そや、韻字を知れば、字音を推知するの便あり、試に支那語學家に問ふべきなり。

宗教

宗教は儒教、佛教、道教、又西洋より侵入せし耶蘇教、天主教、回々教あり、儒教は孔孟程朱の學、佛教は禪宗、淨土宗、律宗、天台宗等、道教は老莊の遺流にして、皆國人の尊信する所、而れども或は有名無實徒に虚禮を存する者も少からずと、之に反し耶蘇天主教の徒は、貧者を賑はし病者を醫しなどするに由り、支那人民は猶儒佛二教に涵染するの深き、其邪教なるを厭忌し、會堂を破毀などする者あり、尙窮民などは、賑醫の慈善なる餌術に染關し、宗徒の増加するあり、耶蘇教の害は偶像を拜せざるに在り。

官衙

官衙大小あり、其大なる者は、我邦人一見して、寺院にはあらずるかど疑ふ如き築造なり、門牆は大抵二重にて、外門は扉なく、監者なきを以て、間人之に入るも妨とせず、内門には監者あり、鎗、刀、捕縛繩などを飾り置き、出入の人を監視す、官吏に隨行する夫卒の如きも、半數は此門を入るを得ず、門前には掲示板を樹て、彈紕、紆吏、汗人などの大字を書しあり、又二本の竿を立て、竿頭には黃龍旗閃き、門扉には彩色を施し、古英傑の像などを畫く。是衙門の大なる者なり、其小なるは、我邦警察分署等に彷彿し、門前には某局重地禁止間人の大字を掲けたる木板を懸く、其門牆は二重ならず。

祠廟

祠廟の築造、大抵我邦觀音堂不動堂の築造に類似す、其大小木造石造瓦造一ならず、其最多きは、天妃宮關帝廟孔子廟等あり、其外聖賢英傑を祭りし者多く、北京孔廟の如きは、天子元旦に親く參拜を行ふと云ふ、祠廟の中に看守僧の在るもあり、武昌は曾國藩長髮賊平定、大に立功の地なるを以て、朝廷最大なる廟を立て、官吏を置き、監護せしめ、間人の出入を禁止す、余は武昌に遊ぶ日、監護人の知友と共に相伴ひ、其廟に入り、其中を熟觀するを得、門内には花園もあり、又名人巨公の筆迹なる、丞相祠堂又は志安社稷など、大金字の匾額も多く掲げあり、自然曾國藩其人を想見せしむ、曾國藩生前人に語て、日本は小國を以て視難き、敬服す可き優美國なりと云へりと、彼の十三省を略したる、長髮賊を平定せし清國近世の豪傑なる彼人の早死は、本邦の爲め幸か不幸か、今日清國高官に其門に出づる者多しと、曾文亟も亦偉人なりと云ふ。

寺院

寺院の構造は、我邦の最古き寺院と相似たり、乃諸宗自然製作を異にするは、彼此同然たり、嵩山は河南洛陽の南に在り、山上の少林寺は、達摩大師面壁九年の偉迹にして、爾來一千二百年を経るも、尙依然として存すと、是れ禪寺の大本山にあらずや、彼國民口の多き、寺院も大なる者あり、浙江省寧波には、雲水僧常に二三百人を屯集する寺ありなど云ふ、然れども我邦に比すれば、寺數多からず、故に寺あれば必大ならざるを得ざるなり、北京に皇室寺院十ヶ寺あり、是我舊幕の増上寺寬永寺の如き者ならん、其五ヶ寺は城外に在り、西域戒台寺大覺寺万壽寺と謂ひ、城内に在る者は、法源寺栢林寺拈花寺龍泉寺等とす、其法源寺は、十ヶ寺の第一に位する、淨土宗の寺にして、皇室の寶物をも囑託し置かる、とぞ、蓋し此寺は皇族大臣も遊臨する者か、余其寺の僧録事なる職を掌る心香和尚と相見て親交するを得、筆墨の間大に益を得、其僧書畫を善くし、其所藏の印は禮親王より拜受せし者にして、又其僧一幅の匾額を有す、此は恭親王の親筆にて、贈心香和尚などの文字をも書き加へし者なり、比隣大國皇室の寺院、寺院中にも輕視し難きにあらずや。

海陸軍及び八旗兵

海陸軍は、過半西洋の式を用ひ、軍艦銃砲をも使用す、而も内地に深入するときは、弓箭を把る陸兵を見る可しと雖、漸次西洋式に改まるは疑を容れず、海軍兵は福建より徵發する者、尤も戦用に耐へ、陸軍兵は湖南より徵集の者、少く勇敢にして、器は干城と爲すに足ると云ふ、徵兵の法一は嚴命を以てし、一は志願者を募集すとぞ、而も歩騎砲工の別を立て稱せず、團練兵義勇兵湘勇軍等の名あり、中には歩騎砲工を含有するなり、湖南より出でたる者は、胸部に湘勇の二字を書したる表衣を着す、余は彼國客中に、背部に親兵の二字を書したる表衣を着たる兵士を見ること屢なり、是天子の親兵にあらず、總督巡撫等

の親兵なりと聞く、天子の親兵は滿州八旗兵にして、黒旗白旗等旗色八種あり、故に八旗兵と稱す、之を一に旂人と云ひ、文官中にも出沒たりと、此旂人は元來の中華人と婚姻せず、又通常名のみあり姓氏なしと云ふ、余武昌及び南京にて、湘勇軍の演習を見る、武昌にて見しは我歩兵と砲兵に同じき者にて、其砲を運轉するに馬匹を用ひず、合圖は支那從來の太鼓鉦、及び吾邦唐人笛と稱する金管にして、銃は我邦明治八九年中用ひし口填銃に似たり、砲は我邦今日用ゆる後装填の青銅砲の如し、演習中或は銃砲を發射し、縦隊と爲り、横隊と爲り方陣を作り、圓陣を作り、或は進み、或は退き、諸種の運動を爲す、隊長の側には其姓を染出したる旗を立て、太鼓唐人笛を鳴らし之を令す、南京にて見しものは、銃兵砲兵の間に鎗兵を混し、銃砲の三種兵一隊と爲り、更るゝ諸種の運動中、發火又は用槍の枝を演ず、砲車の運轉、馬匹を用ひざるは遺憾なれども、兩處の演習、一見して感せしこともあり、而も彼舊習を固守する怯弱兵何の用をか爲す。

兵營砲臺及び軍艦

市街到る處、人家數千の地には、陸軍の兵營あり、南京武昌の如き大市街には、諸處に之を説く、其建築周圍は土木瓦石の垣牆を環らし、兵舎は瓦屋粉壁にあらず、茅葺を以て覆ふたる、少く堅牢なる小屋作りの長屋なり、兵士の器具衣服整理及ひ起居も、自然法度あるか如しと雖、門前には或は守門兵なく、兵士の出入するも、司長者之を不問に付する者の

如し、兵營の外沿海又は揚子江沿岸等、樞要の地には砲臺を設く、蕪湖の地の如きは、江の兩岸に之を設く、其製は瓦石を積み堅固に築造し、白土を以て外面を覆ひ、或は厚鐵板を以て覆ふもあり、其長大なる吳淞砲臺の如きは、我一二里の間に横はる者の如く、又中には丘陵に據り之を設けたるもあり、其内には兵舎あり、多少の兵士を置き不虞に備ふ、其内部の腐敗せるに似ず外形を見れば盛なりと謂ふ可し、但其管理は兵營に異なることなし、軍艦の數は我邦に幾多倍を加ふと聞く其用法を知る者なきに似ず、其製造は西洋式の鐵艦にして皆戦用に足ると云ふ、或は我邦高瀬船の大なる如き者に大砲を備へ、多少の兵士を屬す、春申江口の如きは其砲船多數を列ね置き、海賊を防壓するの用に供す、表面形容備はれりと謂ふ可し。

物産

山川風土に隨ひ、貨物の產出自然異同あり、其同を去り其異を舉れば、直隸地方は、梅桃棗梨栗葡萄菹角弓黃芽菜鐵棉花白菜を産し、山東省にては、綿布金針絹綾白布酒大麥を産す、山東省は昔時魯齊の國なり、然るに其絹綾を産する、孟于の五畝の宅桑を植ゆるの餘澤にあらざるか、河南省は錫硯鹿茶を産す、山西省には銅煤炭葡萄酒熊豹を産す、乃其多山なるを知る可し、安徽省には鯉魚葛布貂皮狐狸銀墨鉛冬筭漆を産す、亦以て地勢を推知するに足る、福建地方には、蕉布天門冬苧布白蠟水晶檳榔子と産す、是地の暖なるが爲

なり、江西省には鱧魚、蚌、母石、砂糖を産出す、湖南省は竹、水銀、紙、桐油を産し、四川省は世に所謂蜀江錦又は羅荔枝、日月竹、秋海棠を産し、廣東省は珊瑚、珍珠、玳瑁を産す、其地海に濱するを知る可し、而して牡丹は洛陽、芍薬は黄陵、梅は西湖、菊は錦城を以て、古來著名の者とす、支那疆域の大物産も亦多し、一々枚擧す可からず。

名所古跡

清國到處、瓦石にて積みたる高さ古塔の立つを見る、是れ古迹を表するなりと、而も或は有り或は無し、湖南巴陵の地に岳陽樓あり、其近地華陽縣北我十里に屈原の墓あり、其未陽縣には杜子美の墓あり、其衡陽には八勝地あり、是我邦近江八景の由て出る所、河南兗州府には昌平山あり、孔子の生地昌平郷は其山に倚る、其沂州府馬陵山上には孔望峰あり、昔時孔子此に登り海を望むと云ふ、陝西省西安府に驪山あり、温泉の名地にて、唐の玄宗皇帝の幸せられし華清宮も此にあり、又此山上には秦始皇の古墳あり、江蘇省鎮江は揚子江の南岸に在り、此處江水幅狭く且深く、昔日漢の高祖軍兵を渡せし古跡なりと、今尙南北往來の要津たり、江西の彭澤亦江の南岸に在り、晉の陶淵明令たる處なり、九江亦江西省の中に在り、古は江州と稱せしと、李白の瀑布を觀し盧山も此地に在り、其香爐峰は、白樂天司馬に貶せられし比此に遊び、雲水泉石の勝絶を愛し、草堂を築き遊息せし所なり、浙江の杭州府には西湖あり、周回我五六里、三面山を環らし、溪谷縷注し蘇東坡な

と名賢の詩を賦せし處、湖中に孤山笠立す、宋の隱君子林和靖の住居せし處にして、其梅花書屋は世に有名の者とす、疎影橫斜水清淺、暗香浮動月黃昏の詩は、今尙人口に膾炙せり、今世の名儒俞曲園は、別墅を此に設くと云ふ、湖北武昌は三國の時吳都たり、其黃鶴山は、昔時仙人鶴に騎り此に過りしを以て、三層樓を立て黃鶴樓と名けあり、唐人の詩に黃鶴樓中吹玉笛、江城五月落梅花など、名句の傳はる所なり、樓長髮賊の起りしとき兵燹に罹りしとて、余の遊びしときは、唯附屬の茶館と瓦片の堆積するのを見たるのみ、江水を隔て黃鶴山に對し小丘あり、此上に立てる樓は、乃ち漢陽城外の晴川閣にして、是亦有名の者なり、余此に登り俯仰の間に、古今の變遷を感慨せしこと深し、閣の内部には、雲氣西分巫峽雨、江流東壓海門潮なる、柱聯など掲げあるを讀み、殊に禹域の濶大なるを想見し、其他金陵にても、獅子山、清涼山等に登り、鳳凰臺や臺城など望み、往時を追懷して、身今日の者にあらざるかを覺へたり。

土木工事

往昔秦の始皇の建築せし、萬里長城と阿房宮は、兒童も知る所にして、近世佛國人か、地中海と江海とを連接せし、地峽百里掘開の業にも勝ること遠き、實に驚服す可き事業なるは、今更論を需たす、其他隋の煬帝の起業なる、我里法四百里の運河は、白河より長江に貫ける等の例、他に比類の無き處ならずや、而も今や昔日の比にあらず。

會館

諸省の首府、順天、濟南、大原、開封、安慶、江寧、杭州、福州、武昌、廣州等、其他大市には、我邦俱樂部の如きものあり、會館と名け時日を定め、度々集合懇親會の如きことを催す場あり、彼は何某省人の會館なり、此は某省人の會館なりとし、平常は看守者を置き之を守らしめ、會合のときは門を開き各人を入らしめ、會合には其資格ある者を會長とし、衆議以て艱難相救ふ等のことをも行ふと、彼大國同省人の一市街に客居する者も多ければ、會館の設も必要と謂ふ可し、彼邦同省人の交此の如し。

農商

土地の形勢に由り、水田、乾田、廣狹一ならざるも、支那民人の穀菜を稼穡する、方法簡易にして、肥沃の地は肥料をも施さず、木綿などを種ゆるには、唯耕して土塊を碎き、土地を柔に平けて、一面に蒔き付るなど、幾條の細畝を作るに比すれば、繁を省く者の如し、最細畝を作り種ゆる者もなしとせず、商賈には大小ありて、大賈は巨萬の財産を有し、其業を營むは信實にして、價を貳にする如きこと、賤物を販賣すること、約束に背き信義を失ふなどの事は、或は少しとす、其業の小なる行商の如きも、外國人を侮り物品を高買することとは、多見せざる所にして、我邦神戸、横濱に居留する、清國人に比し異同あり、又清國商賈は多く奴僕を使用するを名譽とするの風あり、人員の徒に多きは無用ならずや。

鹽政

支那は大國に比し、沿海の地少きを以て、日用の食鹽は、海水より製取せる者のみならず、内地にては山鹽を用ゆる多しとす、猶其缺乏を恐れ食鹽の賣買は、政府各地に鹽局なる官署を立て置き、其管理を嚴にすると云ふ、故に上海其他の地の如きも、民人は毎朝市場に到り、之を購求し來るの外他に購求し得ずとす、支那食鹽の鮮きに由り、從來は此の如しと雖、今後は産出の多き我邦より輸入するは疑なし。

刑罰

彼の刑罰の情況は、世人の聞く所にして、其賭博犯人の如き、輕きは十日乃至三十日、頸に桎梏を帶ひ囹圄に在らしめ、其桎梏には犯罪の大要及び刑期を書したる黄色紙を貼付し、囹圄は往來人の容易に傍觀するに供し、裁判所外門の内等に在らしむ、是の如き刑法も彼國に在ては必要なるか、誠に國民を殘虐すると謂ふ可きなり。

船舶

湖海川澤の不同なる、船舶亦之に隨はざる可からず、故に其製作本邦と雖、各地一様ならず、是自然に由る者なり、汽船は我邦有る者に同きも、其室内に臥床を作り置くは同しからず、其上等室を官船と云ひ、中等を船房と云ひ、下等を散房と云ふ、余の親く目撃するは多く楊子江間に在る者なり、楊子江は幅廣く流勢急ならず、波濤高からず、故に船舶の形

體も之に適し、其縦に比して横廣く、舷上の一段高き者あり、其外部に彩色を施し、又は人物鳥獸花弁を畫くなどあり、賈舶漁船共皆然り、中に大小幾種あり、帆を懸くるときは、帆或は船の中央にあらず、舷傍の水上に在り、船體自から欹側す、又櫓を使用するの異なるは、全く本邦に在て見ざる所なり、其櫓網長きを以て、櫓尾は水中に深く入り、櫓柄頭上に在り、使用者は右手を揚げ櫓柄の中部を把り、左手は其網を把り、或推し或控き、左手を前後するに隨て、船體前進す、舟子中一の家屋なし、船爲家舍水爲郷、中に妻子を養ひ東西漂泊し、其便を便とし生を營むあり、其最多く幅湊するは、上海漢口等にして、兩所の如きは帆檣林立其幾千百を知らず、漢口は殊に然りとす、是れ其目を驚す他方に在り見る可き者にあらず、船舶中に倉船あり、泛々として一處に繋かる、乃ち水上の倉庫なり。

招商局

招商局は、清國の汽船會社なり、其設立十餘年前に在り、彼の有名なる李中堂總督が、江蘇安徽省邊の豪商大賈に共同して立てしめし、社なり、其本局は上海に在り、九江蕪湖漢口等、揚子江沿岸、又は北は天津牛莊南は香港廣州の間、諸處の馬頭に分局と置き、汽船數十隻あり、我邦の旗章に似て慕はしき、赤地に白色圓形又は白地に青色圓形と染出したる旗章を閃かし、毎日又は隔日時と定め往來す、其上海より漢口の間は、我里程三百四五十里あり、其間には、吳淞燈船江陰太興鎮江儀徵南京蕪湖大通安慶九江武穴蘄州

鎮黃石港黃州湖南灣羊樓洞の諸港、皆揚子江の兩岸にあり、上海より牛莊に至る我里程四百里の間には、石圍山山東海南烟台天津の諸津あり、皆海に濱す、又上海より香港廣州に至る我里程五百里の間には、福州廈門汕頭の諸津あり、亦海に濱す、招商局汽船は、往來共必其港津に留り、貨物及び旅人を卸載す、其船價下等一人我里程一里にて二三錢と超過せず、招商局の外汽船會社少しとせず、他は英佛人の設立する社にて、船數少き故船價廉なるも、賓客の待遇は招商局の勝れるは及かず、爲に清國人は多く外國船には上らざるなり、是れ頗か不煩か。

書信及ひ工部書信局

書信の不便なる、支那内地郵便局の設なし、故に飛脚屋又は傳馬所に由り之を傳達するを以て、時日の遷延すること常なりとす、汽船來往の地は、書信頗る早達するも其他は皆否と、彼政府郵便局の設置に等閑なるは深意あるか、英國よりは上海に工部書信局なる者を置き、主任者は英人にして支那人之に隸屬し、萬國書信の受繼を爲す、我邦よりも郵便局を上海に置き、信書又は爲替の受拂を爲すも、我邦より上海居留人の間に贈答する者の外は、工部書信局に依託せざる可からず、我邦人より他の諸國又は支那内地に往來する郵便物は、工部書信局に受渡を爲すを法とす、若し支那内地へ出す郵便物は、工部書信局より飛脚屋傳馬所に傳達し、其宛名へ達せしむるなり、工部書信局は、清國の郵便本

局と云ふ可き者の如し、我邦より清國へ出す信書の郵税は、上海芝罘天津蘇州杭州沙市等は本邦に同じ、他の諸港及び内地へは同量目にて十錢とす、端書は萬國端書を用ゆ、之に四錢と八錢の二種あり、八錢の者は他の諸港と内地に用ひ、書留爲替の手續は本邦内地に大異なし。

鐵道及び電信

湖北省漢陽には、湖南湖北二省の總督張之洞が設くる鐵政局あり、此地には鐵を運搬する爲め架設したる鐵道あり、其他北部に李中堂總督の石炭運輸の爲め架設せし者等もあり、彼地勢を察するに、早晚揚子江沿岸、及び北京より揚州に亘り、運河に沿ひ又は漢口上海其他各省首府所在の地に其架設あるは疑なし電信線は既に諸處の要地に亘る者一二線宛あり、而も其蜘蛛網の如く架設あるにあらずんば、余輩は隣國人として安心す可きにあらず、大國人速成を期せず、百事遲緩の間に、企望を抱くなり。

新聞

現時日刊發行する新聞は、上海に申報あり其社を申報館と云ひ、又同地に字林滙報あり其社を字林滙報館と云ふ、二社共に構造頗る大にして、三層樓を立て業務に従事す、其發行紙數日に一萬に下らず、登録は雜報あり廣告あり寄書あり論說寄文詩賦あり、右二種の新聞は、一葉の價八文乃ち八厘にして、廣告料は毎字五文とす、其設立は十餘年前に在

り、其他香港に香港日々新聞あり、天津に天津時報あり、羊城には羊城新聞あり、天津時報は李中堂の意に出て設立する社なりと、而して紙は彼國産する者を用ゆ。

教育及び學校

學問の主とする所は、修身齊家治國平天下に外ならず、故に清國の教育は、男子七八歳に至れば、私塾家塾に就け、先づ三字經を讀ましめ、次に孝經小學四書五經を讀ましめ、其間に習字珠算をも授け、學業の漸く年と共に長するに及び、歴史諸子西洋翻譯諸書を讀ましめ、詩文をも學はしむ、其教育の法迂遠に似たるも、彼國兒童の四書五經を讀むは、我邦兒童の之を讀む解し難き比にあらず、十歳の兒童萬國の情や理化に通せざるも、決して妨なき者とし理化の書は十三四歳に至り之を讀む者とするか如し、又學校と稱するは、府縣郷に若干府學縣學郷學と稱する者あり、而して試験も法あるに由り、皆秀才舉人進士たらんとし、相争ふて讀書を勉むる風あるは、政府教化の至れるに由るか、抑古聖賢の遺徳に由ると謂ふ可きか。

考試及び官吏登用

讀書の子其業小成し試験を受け及第する者を秀才と稱す、是我邦中學卒業生に相比す、次に試験を受け及第する者を舉人と稱し我邦學士に相比す、次に試験を受け及第する者を進士と稱し我邦博士に相比す、秀才舉人進士に、武秀才武舉人武進士なる者あり試

驗に郷試歲試殿試の別あり、郷試は一郷に就き官吏派出して之を行ひ、歲試は各省總督所在の地に試験場あり之を行ひ、殿試は各省の舉人を北京に進め天子親ら之を行ふ、郷試は秀才を出し、歲試は舉人を出し、殿試は進士を出す、其試むる所の業は、五言六韻詩、又は五言八韻詩乃ち排律、又文章は經語を抜出し其論說を爲さしめ、又は對策を爲さしむ、武人を試むるには、其齊力又は弓馬を以てし、文武共に秀才以上は、皆官に登用せらるゝの資格ある者とす、進士には狀元亞元探花等の名稱あり、其官に進む各差あり、若し進士と爲り官に任せらるゝときは、幅五六寸長二尺位の黄色紙二葉に、各四字宛、一葉には中式進士と書し、一葉には欽點知縣など書し、之を知親戚等へ贈る、贈られし者は、皆之家の前面門の兩柱などへ貼付し、其名譽を共にするを表することあり。

楊子江及ひ黃河

江河二水は、清國の有名大川にして、楊子江は水流常に盈々として、舟楫軍輸の便最著く、彼國に益あること無量なり、而も黃河は我邦大井川などの大なる如く、水勢急激にして砂磧處々に出没し、殊に霖雨毎に水道變易し、或は田園を毀損すること僅少ならず、舟楫も太た便ならず是故に貨物の運搬民人の往來、之に頼る者なしと聞く、楊子江の八九百里間大船を往來せしむると一樣ならず、彼國の爲めに一大害物たるに過ぎず、但二水共に濁り其色黃壁の如しと、乃ち我邦より航するにも、其江口に近きは黃濤杳渺際涯を見

す、楊子江は西部を蜀江中部を楚江東部を吳江と稱し、總稱して大江又は長江と云ふ、其江口乃ち海門より鎮江邊に到る、凡我七八十里の長程は、其幅七八里より三四里にして、兩岸山影をも見ざるを以て、水天相接する如く、中流船上より兩岸を望めは岸影隱見し、唯水中葦蘆の生しある如きを見るもの其岸上の樹木にして、東京品川邊より總房を望み攝州神戸邊より和泉紀伊を望む如きも比す可からず、鎮江以西漢口に到る、我三百里の水路、亦兩岸の隔る猶我一里を減するなし、船其間を行くに水路は屈曲あるも、舷頭に立て前後を願望するに、水色天と相接し蒼茫分ち難し、杜工部の詩に江間波浪兼天湧の句は、是等を謂ふに外ならず。

牧畜及ひ漁獲

彼國人常に豚肉を多食するに似す、牧場は何に在るやと思考せしに、人家の内には豚小屋を作り、稀には二三頭を飼養するにも關せず、各地の荒土に豚の絡釋群を爲すを見たり、豚の如き價の廉なる者は、此の如く放飼するにあらざれば、出入計算の立たざるは疑なき處なり、漁獵の法諸種あり、或は網し、或は釣し、或は射獲し、或は陷阱にす、皆我邦と大異なく、四手網を以て漁することなども見る所なりとす、亦異なるなし。

家屋器具及ひ起居

家屋の製亦小異なるのみ、但現今彼國人は我と起居の同しからざる、所謂雜作に至りて

は大に違ふあり、彼居るに我儘なる者を用ひず、乃ち床を高ふせず、床あるも腰を掛け又は臥し又は物を置くに止る所にして、居常高脚の机案を舍内に置き、椅子に坐し机案に倚り、足には鞋を穿つ、又商店の前面には、窓に接し高棚を作り置き、店人は之に倚り机案に代用す、喫食のときは一家數口乃至十數口相會合し、机案を圍み椅子に倚りて坐し喫食するを常とす、其食器米碗一個小杓子一個箸一對を、各人各之を別にし、漬物煮物炙物等ば、盤盃を各人各別にせず、其飲宴の時は米碗に挽ふるに酒盃を以するを異なりとす、酒盃は互に獻酬することなく、一人盃を舉れば各人一同に盃を舉げ飲むを禮とす、賓客の來るとき共に喫食するに當ては、己の箸にて食物を挟み客の碗上に置く禮あり、寢ぬる時は床上に就き我邦と同じ夜具を使用して臥す者とす、高貴人の臥床は簾にて作り、四方に細き柱あり之に花鳥など染めたる美帷を懸く、燈火は燭臺に油盞を載せたる者又は蠟燭を用ひ、提灯は竹を細くし、地球儀の經度の如く堅に之を並へ、油紙を貼付したる者なり、而して飲食の前後には、必面盆に湯を入れ面部及び兩手を洗ふを常とす、其盆は旅人などは各人必一個を有すること常なり、亦奇なりとす。

海關

清國に在て英國の勢威は、實に羨む可き所にして、其軍艦は常に春申江に碇泊する者五六艘に下らず、上海馬頭には巴敏斯氏の銅像直立し、街上には緋羅紗の美服を着する海軍兵は、隊を成して來往し、其商賈は巍々たる層樓を立て業を營み、其他到處港埠民人は、皆英語を解せざる無きか如く、各港海關中に上海々關の如きは、英國政府の關涉最深く、物品輸出入の租税は、英政府之を領する後、清政府に其幾分を輸するごとく、概すべし。

釀造

清國美酒の產出其種類尠からず、管に米穀を以て釀造する耳ならず、或は菓物を以て釀す者昔時既に之あり、葡萄美酒夜光盃なる唐詩も之を證す、現今上海邊にて美酒と稱するは、紹興酒とて浙江省紹興府の產にして、米造なるあり、其味美にして葡萄酒に似たり、又街上に高粱なる文字を記する看板あり、是亦穀の一種高粱にて作りし酒なり、又彼國人古酒を老酒と呼び、最嗜好する所なり、燒酎をは單に酎と呼ひ四時共に之を飲料とす、醬油は醬と稱し、醬園なるは釀造發賣する家なり、余醬園に就て一見したるに、釀造方我邦に相同し、而も我邦の如く之を釀すの日に鹽湯を配合するにあらず、豆小麥鹽を配合する我醢の如き者を造り、瓦甕に容れ置き槽に容れ絞るに當り、鹽湯を配合するなり、其味は我邦の者を勝れりとす。

飲食

清國人の常食は我邦と大異なく、米穀を炊き食す、田舎人は麥梁をも米に合せ炊き食す、一日三飯の内午と晚との外、朝には粥を煮て食す、稀には粥に換ふるに小麥粉を餅にし

油にて煮揚げし者、又豚肉に鹽味を付し煮て之を葛粉饅頭に入れし者など喫し、茶湯を飲み朝食とす、下物には魚肉鶏豚の肉を醬油を和し煮たる者、諸種の野菜を醬油と膏油を和し煮たる者、豆腐の堅造を醬油に漬けし者、鶏卵の鹽漬を煮たる者、小蟹を鹽湯にて煮たる者、貝虫を煮出したる者等。漬物は瓜大根筍菜其他を鹽漬にしたる者なり、味噌汁の如きは絶て見ることなし、而して彼の決して飲食せざる者は、冷水と生肉なり、古來鱧膾など稱するも、蓋し生肉にあらざるなり、支那飲食我邦と大同小異なるも、鹽味の薄き十分余輩の口に適せず、其適するは精進料理とて僧家の食物、又は廣東料理と稱する、廣東人の食は、我邦人の口に適する者多きに居る、元來我邦の飲食は彼の古風に倣ふに疑なく、明末に至り彼貴人長者は、南方廣東邊に逃去る者多しと云へば、今の支那は飲食物に至る迄滿州風に化せらるゝも、却て廣東邊人民は古の中國風に變せしに由り、此の如き結果を來したるならん、我邦の食物彼に倣ふ證據は、建長汁と稱し澤庵漬と稱する者あり、建長汁は鎌倉建長寺より始め出て、澤庵漬は澤庵和尚より始まると云ひ來る、然るに我佛家は皆禹域を師とし、鎌倉建長寺の開祖和尚は、足利氏の世河南嵩山より來る禹域僧なりと云ふ、是等に由り其由來を推知す可し。

頭髮

男子の頭髮は、皆辮髮にして、三百年前此制と爲ると云ふ、婦人の髮は我邦京坂地方婦人の髮に類似し、其形恰馬蹄の裏面の如し、清國の諺に、男降り女降らず、生て降り死して降らずと云ふことありと、因て考ふるに、婦人の髮は明朝の舊に依るか、又死して降らすの意なるか、男子死すれば、髮は明朝の髮に彷彿たる形とし、衣服も明服を着せしめ、葬ると云ふ、慕古の念に深き知る可し、辮髮は他國人之を見れば奇異なりと雖、彼四億萬人皆一定す、加之文士官吏は三十歳平民は四十歳に至らざれば、鬚鬚を蓄へず、是等亦賞す可きのことなり、又貴人は爪を長ふするあり、是れ何の爲めなるや。

衣服

衣服は貴賤貧富の差異ありと雖、概帽を冠り靴を穿り、下體に袴子ハカマゴを着し、上體に襦衣ジュイを着け、其上に短衣タンイを着け、其上に長衫チヤンシヤンを着し、又は短衫タンシヤンを着し、背衫ハイシヤンを着すを法とす、衫は我羽織の如き體服なり、背衫は無袖衣なり、勢力の徒は長衫を着せず、帽は年々期定あり、夏は之を冠らず、冬は貴人の室に入るも之を脱せず、却て脱するを無禮とす、飲中八仙歌に脱帽露頂王公前と、是れ泥醉無禮を顧みざるに至るを云ふなり、旅行には長靴を穿つ兵士の穿つ者是なり、官吏は其人に従ひ各官帽服あり、高貴官は羽毛を附したる美帽を冠る、服の定制ある此の如く風俗の根基固定す、橋夫馬丁は草鞋を穿つ、草鞋は我邦の者に同じきも、足尖を草鞋前部の縮紐に穿ち容るを異なりとす、少には木履を穿つ者あり、傘は我邦の者に同じ、民人の帽頂に紐にて作る章あり、紅青白黒の四色あり、紅色は兩親の

生存を表し、青色は親を喪せしことを表し、紅青は兩なから各隨意に之を附す、其親の喪中なる者は白色の者を附し、又は喪の少く月日を経るは或は黒色の者を附す、且總て足を裸程にするを賤み嫌ふ風あり、是れ古俗の存するを見る。

保守

舊套を保守する、必しも是ならず必しも非ならず、彼國人元來故郷を墳墓の地として慕ふもの、愛國心の由て出る所なるか、彼各市街には各省人民輻湊するに、其神佛等を尊信する各異なり、其例祭日も一市に會する人民各其趣を異にし、皆其故土に在るに同くす、又疾病者あるときは、他省人に良醫あるも之に治療を乞はず、故土人の藪醫に診脈を求むと、此の如きの性輕卒に英米の風に化せざる固より其所なり、浙江々蘇人廣東人を指し、彼は廣東人なり中國人にふらずと云ふ。

洋行及び銀行

我邦俗は海外に行くを洋行と云ふ、清國にて洋行と云ふは、商社又は旅舎、總て外國人の立つる商業館を云ふ者の如し、銀行は乃ち我邦の銀行に同し、彼國にて洋行銀行と云ふは、概西洋人の設立に係る者なり、我邦有力者あるも、彼に渡航し一大事業を企圖せし者あるを聞かず、余輩は我邦商業家の海外商業に幾歩を進められんことを企望して己まざるなり。

長年老者

長年老者は彼國人の尊信する所にして、是聖經賢傳の教化に由る者なり、無頼の徒相集り爭論を起すとき、の如きも、長年老者の出で仲裁を行ふときは、忽ち之を止むるに至り、又常に之を上席に坐せしむるの風あり、飲食にも之を先にし進退にも之を先にす、其父母を敬するは假令惡漢輩も其道を失せずと云ふ、美事と謂ふ可きなり。

商業品

我邦より彼國に輸出する織物は皆尺三寸の幅に製し、輸出するにあらずんば彼の需用に供し難く、其他諸器皆彼國風に倣ひ保存の久に耐ゆる者を以てし、團扇の如きも彼國人物などと畫きし者等にふらされば、彼國人之を買ふこと少しと、是れ土地の異なる嗜好も異なる所以なり。

育兒院

貧困にして子女の多く、良人既に没し他に頼る可き所なき者の子女の如きは之を育する處無かる可からず、是故に清國處々育兒院の設あり乃ち西洋に貧院なるが如く我邦養育院あるか如し、我邦養育院あり清國育兒院あり、而も貧院の設亦無かる可からず、假令工業の盛なるも、支牀不具にして頼る可き所なき者、如何にして生活す可き、是等の民人工場に入るも何事をか爲す可き、爲めに寺院の側等に在り乞丐と以て生活する外、其

れ如何す可きや、育兒院なきときは依頼す可き所無き幼稚の子女、如何して成長有爲の者たるや。

旅舎

旅舎を客棧と云ひ又行臺と云ふ、中に某公棧某土棧あり輪船客棧は我汽船宿なり、仕官行臺と稱するは、官吏たらんとする人などの滞留する旅舎なり其建築上中下諸等ありと雖、大略室内裝飾等なく又寢具の備なし、不便と謂ふ可し、其給仕人等は皆少年男子にして婦人を使用せず、旅人の宿する者は、給仕人に酒力と稱し金錢を與ふると常とす、若し與へされは旅舎主人之と請求す、上等の客は室内に裝飾する書畫簾帷をも携ふるを常とす、室は一室毎に界を立て三尺の板扉あり、入れは内出れは外より鎖鑰を施し盜賊を防ぐに便にす、旅舎の下なる者を飯店と稱し我邦木賃宿に似たる者とす、僻郷には此飯店もなき所ありと云ふ、大國なれば亦然る可き所とす。

浴舎

浴舎には三等の別あり、上を官盆こんぼんと稱し、一人毎に浴室を別ち、花鳥の彫刻などしたる金塗の扉を付し、客來て浴する時は、其中の漆盤に新湯を容れ浴せしむ、中等は我邦温泉場の浴室に同く之を浴室ゆどうと稱し、下等は盆湯ぼんたうと稱し官盆に彷彿たれども、室に扉なく垂帷あり、又浴盤は漆を以て塗らす、容るゝ處の新湯も客の望に任せ、一桶二桶一様ならず、浴

錢は官盆一回の料八九錢とし、浴室一回は四五錢、盆湯一回の料は一錢二錢等なり。

茶館

茶館に等差あり、甲は我邦會席料理店に比し、乙は通常割烹店に比し、丙は通常飲食店に比す可し、其甲は構造も宏大美麗、乙は之に次ぎ、丙又之に次ぎ、甲乙には就て唯茶を喫し去るも妨なく、盃盤を呼ぶも亦可なり、清國人は之に就き阿片烟を喫するもあり、之には別室あり臥床を設く、又喫茶のとき行商來り菓子菓物を賣るあり、又理髮師の來り理髮を勸むるあり、甲乙には就て絃妓を呼ぶも妨なし、丙には就て唯酒食を喫するのみ、茶館の外に蕃菜館あり、是我邦の西洋料理店なり。

茶園

我邦に寄席あり、清國に茶園あり、茶園は我寄席なり、其盛なる織々たる層樓にして、天仙茶園丹桂茶園などの匾額を掲げ、側には姑蘇の金蘭華先生黃如玉先生王氷心先生を聘すなど、絃妓の名を多く掲けたる招牌を置く、客來り樓に上れば茶丁茶を供す、坐に就て之を喫す、前には少妓列坐し、手に琵琶を弾し口に歌を唱ふ、乃ち茶を喫し絃歌を聽くの場を茶園と云ふ、絃歌には諸種の長短曲調あり、喫茶の客茶價十錢乃至二十錢を投し、更に金を投し他樓に招き盃酒を侑めしむるあり、茶園には絃妓の顔見せの場の如き者も無しとせず。

魯宋票

市街の店前に、呂宋票の三字を書したる看板あり、余初て之を見て、呂宋より来る物品を販賣する家かと思考せり、而るに呂宋票は、我邦の取扱無盡の如き賭博に近き者にて、毎月幾回と日を定め、同志の賭金を集め籤引を以て博取する者なり、其大なるは五万圓十萬圓を坐なから得る者あり、又爲に財産を傾くる者少からすと云ふ。

記號及ひ當

商家の檐又は牆壁に、某記某號と書したる者、我邦支那人居留の地にも見る處なれども、記號共に我邦某屋と云ふに同く、縦令へは源泰記安康號と書しあるは、山城屋伊勢屋と云ふに同し、家の板牆又は壁に四五尺四方大の當の字を書したる家あり、是れ當直の當の字にて警使の更番かと考ふに豈料んや抵當の當にて、是れ質屋の店なりし。

贈答

人に物品を贈答するときは、紅色紙を以て包むを禮とす、我邦炭斗水引を用ゆるに同し、又書翰を贈答するに敬意祝意を表するときは、封皮の左右を白色にし中部を紅色に染めたる者を用ゆ、又他に對し稱するに其實名を忌み字を用ゆるを例とす、親友などに平時に用ゆる封皮は花杵の形容など染めし者を用ゆ、他に對して姓は魏字は芷庭なる人に向ては、極尊敬すれば芷庭大人又は魏大人閣下、次は魏芷庭仁兄又は魏尊兄先生閣下、

某老爺足下、若し少年なれば某少爺閣下と書す、最も敬する學人文士に向ては、或は曲園老夫子愈大人閣下など書するなり而して其下又は左部に文啓又は台啓又は惠啓と書し、右部に到金陵下關洋務稽查局對門又は隔壁某公館など書し、自己の姓名を書するは本邦に同し、又名刺は通例巾二三寸縦六七八寸の紅色紙に其姓名を少く右に寄せ印刷せし者にて、或は其寓所産地を細字にて左方の下部又は裏面に記す、又裏面に行一と記すは、兄弟從兄弟再從兄弟中の長者にして、行三は其第三長者なり喪中の人は紅色紙の中部姓名を印する部を黄色にす又兒童などを呼ふに阿を冠らせ阿戎阿龍阿虎など云ふこと常なり。

車馬

清國に用ゆる車の最多きは一輪車なり、其車臺は我邦荷車の如く、大さも亦同く輪は唯一個中央に在り、半輪は車臺の上に出て其兩側には欄を付す、車夫は杵を兩手に握り別に欄を付し肩に懸け、旅人一二名又は三四名又は荷物を載せ之を押し行るなり、之に乗るは橋に乘らさる中以下の婦人多し、若し荷物を高載し往來するとき、行人又は他の同車に觸れ轉覆すること屢なり、又牛車人力車あり、人力車は我邦の發明創造なるを以て東洋車と呼ぶ、東洋とは日本と云ふことなり、余は之を上海開港場に見るのみ、他は道路の狹悪なる或は使用に便ならず、上海には馬車會社あり、若し必用のときは一日三四圓

位にて車馬及び取者共購ひ得て、諸地に往來するを得るなり、尙我邦人之に乗る高官大賈彼に到ること稀なりとす、馬は南方にて乗用するに或は驢馬を以てす、行人の乗るには其價廉にして、善良の者一頭十圓位にて購ひ得、其食料も少許にて足るを以て、飼養するも頗る利ありと謂ふ可し、詩人韻士古來之に乗る者多しと云ふ。

轎

轎は我邦に全く無き所にして、輿又は籠とも同からず、其製作は木板にて、幌と懸けし人力車の如き形にし、其左右兩側の中間に棒を横へ、其兩端末は人力車の牽棒の如く、且漸狭く内方に弓形を爲す、轎夫は前後に在り、兩肩に其棒を載せ荷ひ行くなり、其乗る者は此中に腰を懸け、腰の高は轎夫の肩より下く、前面には垂帷となし、外部は塗るに漆を以てしたる美麗なる乗物なり、而も東洋車の便なるに及かず。

爆竹

其徑四五分長さ一二寸の竹筒に、爆藥を填せし者へ、發火粉を塗りし紙にて作りし曳火線を付し、竹筒多數を連ねし者を爆竹と云ひ、線の一點に火を點すれば、竹筒破裂し聲を發す、側にて之を聞けば小銃を亂發する者の如し、此爆竹は年中の祝日又は惡魔禊と云ふ時か、臨時に悅を表する際にも之を鳴らすなり、商家の開店又は利益を得し時、其他祠廟などにては特別なる參詣人の來るときも之を行ふ、其破裂するは愉快なる者なり。

阿片烟

支那阿片の流行は世人の知る如く、英國の奸商之を印度地方より舶載し來りし者、其濫觴と爲り、之に由り戰亂の起りしことありと聞けば、政府は早に其害毒を厭ふは明なり、今時は英船も其輸入を前の如く多くせざるも、彼國人自から之を作り用ゆるとす、余は醫家にあらざれば其如何にして、害あるを詳にせずと雖、今日一度之を喫すれば、明日も亦之と嗜まんと欲するに至り、其價も高料にして、且之を喫すれば、身軀衰弱し怠惰の性と爲ると云ふ、余支那人の之を喫するを見る屢なり、阿片なる者は恰水飴の如く見ゆる者にして、之を太き金針に附して、小き洋燈の火燭にて烘れば、膨脹し來る、之を烟管の火皿に塗抹して、喫する者は身を横へ枕に就て臥し居て、其火皿を洋燈の火燭に再び近づけ烘るときは、其阿片焦けつゝ、烟を出す、之を通常喫烟する如く喫するなり、側にて其香を嗅くに甘き香あり、假令喫せざるも精神恍惚と眠を催すを覺へたり、其喫せし者を見るに、烟管を側に投し、獨語之を久ふす、是れ其毒に酔へるなり、暫にして其人肝腫す、其狀恰も飲酒大醉者の眠るに同じ。

纏足

婦人其足の小なると上流の者とす、女子の生るゝ、木片を足に當て麻又は絲にて纏ひ成長するも發育せざらしむ、故に中以上の婦人は、歩行十分ならず人に扶けられ歩行す、足

には鞵を穿つ、其大小兒の鞵に同じ、是多年の慣習にて足の小ならざる婦人は、富貴上流社會之を娶らすと云ふ。

司法警察

司法と警察の職、我邦に在ては其區分ありと雖、彼國に在ては區分判然たらず、刑部なる官は單に司法を職とするにあらす、其警察をも兼ねるは、舊幕府八州取締の如く捕亡とも掌る、其附屬員には地方細事にも通する者あり、犯罪者の探偵を爲さしめ頗る其發見にも熟せりと、又市街の取締の如きは、我邦警察署の如き者なく、兵士若干名を屯營より派出し、見張所を設け其職を行はしむるは、余親しく知る所なり。

南船北馬

南船北馬は詩人などの常に用ゆる文字なり、是支那天然の地形を知る可き成語なり、支那北方高して平地多し故に川澤亦多からず、南方低して山多し、故に川澤亦多し、水路は船行を便とし、陸路は騎行と利とす、是南船北馬は天然の成語と謂ふ所以なり、又北車南轎の文字あり、亦地形を知るに足る。

行路難

旅舎寢具の備なし、故に旅客之を携ふ者とす、旅行の上なる者は轎又は舟車に乗り、次は馬に騎り次は駝に騎り、其下なるは徒歩し、寢具食器も亦之を肩にし、千百里の長程間に、

或は旅舎もなく盜賊の諸處に徘徊し害を加へんとする、茫邈たる地を旅行す、假令轎駝に騎るも行路難を歎せざる可からず、而も高貴官の旅行の如きは、其發着共に、黄色の旌に欽加正三品翰林院大學士孟壽老などの文字を染めたる者を樹て、爆竹を鳴らし鐘鼓を奏し、屬官親兵前後を護衛し行く、殊に官事にて官吏の往來するは、旅費を支辨せず唯證書を旅舎へ與へ置き、政府他日之を支拂ふことなりと云ふ。

婚姻

婚姻の禮は我邦に大異なし、處女既に聘せられ夫家に赴んとする、錦繡の帷を以て覆ふたる轎に乗り行く、轎の頂上婦人の頭上に當る處に、馬に乗りし男子の模形を造り置く、蓋し夫を天の如く敬ふの禮意を表する者か、婚姻既に了り新婦新夫の房に入るに際しても、新婦は寡言にして不問不答の禮を守らされは、處女にあらすとし世人も之を賤むと云ふ、元來支那婦人は權輕く平生犬馬の如く遇せらるゝ、是等は不等に失するも、夫唱婦隨ふは世界万国一定の天則にして、假令男女同權を唱ふ西洋諸國も、皆此天則を違はざるは疑なき所なり、但我邦の如き染齒の禮なし、染齒の禮誰か、不可とする。

葬喪

葬喪は清國最重する所の慎終追遠の禮にして、貧者と雖死者を寢棺と稱する厚板にて作りたる棺に入れ、賣卜者に埋葬の地と時日とトし鄭重に葬と爲すの風なり、トして吉

日吉地を得されは之を得るに至る迄、百日二百日も假葬の儘にし眞葬を行はず、元來死者と早く葬るは禮にあらすとし、高貴人は更に早葬せずと、其葬禮のとき富者は多衆を借ひ故に號哭を爲さしむるに、其聲の高く遠方に聞ゆるを好しとするなり、此等の事は虚禮も亦甚しとす、喪に罹る人は喪服を着け定期を守る、父母の葬なれば或は三年喪服を服し酒肉を禁し進退を慎み、在官の人は官は辞し其禮を守るなり、中以下の人民にも三年其禮を守る如きことは往々之ありとす、婦人は葬禮のとき白衣を着する本邦にもし、此種の禮、西洋諸國にも、美風のみ無きを知るべし。

逆黨

逆徒の種類多し天地黨とし三合黨とし白蓮黨とし九龍黨とし烏龍黨とす、最多衆なると哥考會とし其徒十萬人に下らす、是れ率會國藩に従ひ長髮賊を討ちし兵員なるに、彼等衣食に飲乏あり、不平の餘時々蜂起謀亂を企つると、又滿州には馬賊の幾群あり、騎馬隊を成し旅人を脅かし貨財を奪ひ、又は良民の村落を襲ひ錢穀を掠め去る等の外にも、逆黨各地に隠見し諸外國人を厭忌し又は清政府の轉覆を圖ると、方今の義和團なるは其團結ならずや、彼政府終に一銳斷して此徒を賞罰所置するか、又は英傑の出で腐敗國を振起せしむる者あらんとするか、或は然らざるか。

物價

沃土あるも墾闢せず良礦あるも開鑿せざるに似ず、物價は大に廉にして凡て我邦より若干と減す、開港場にても、鷄卵一個六七厘、中鷄一頭二三錢、蕪湖の地の如きは多く水禽と賣る、鴨一羽二十錢以下とす、旅舍宿料は總て一日廿四五錢より十六七錢とす、其他米麥大小豆砂糖油等も、皆一割を減する者の如し。

度量

尺は我尺に大異なく、十尺を尋とし里は我古昔里法に相似て五町十七間と一里とす、重量は大略我十六貫二百目と一擔とし、百六十目と什とし十目と兩とし其十分一を錢とし、其十分一を分とし、又其十分一と厘とす、我邦に大異なし。

錢貨

錢貨は種類甚た多きも、通用一地方に止る者あり、其稱呼亦一ならず、各地互市場に在ては洋銀を通用すと雖、内地に入ては絶て用ゆ可からず、我日本銀貨は互市場なれば、十錢と二十錢の者のみ通用す、内地にて通用の者は乾隆通寶康熙通寶と稱する我一厘錢と金銀の小片とのみ、故に内地に入り旅行するのは、權衡を携へ品物を賣買するを常とす、貨幣の名に諸種ありと雖、兩錢分厘文又は元角折泥等なり、一兩は我一圓五十六錢とし一錢は十五錢六厘とし、一分は一錢五厘六毛とし、一厘は我一厘五毛六分とす、又一元は我一圓、一角は我十錢、一折は我一錢、一泥は我一厘とす其一文は我一厘弱なるを以て、

二百五十文は我二十五錢弱なり、又康熙通寶乾隆通寶等は、大錢と稱し、其幾個は大錢何文と云ふ、又馬蹄銀など稱する銀塊を貨幣の一種とするなり。

毒虫

夏時旅行すれば少には南方には南京虫と稱する小虫あり、夜間衾中に中り人を齧し、北方には白蛉なる者あり、其形の少なる蟬蟬の如くして、空中に群飛するも殆んど人目に觸れず、室内に在るも日夜人を齧す、又稀には蝎子と稱する百足の如きあり、其尾部に針ありて人を齧すと、但以上諸虫の毒を消すには、安馬尼亞なる水薬を塗布するを以て上計とすと云ふ、定めて虚語ならず、小虫の害何の憂かあらん。

莊樓館

衣服を賣る之を衣莊と云ひ、筆墨を鬻ぐ之を筆墨莊と云ふ、寫真店之を照相樓と云ひ、又官吏の住する家は公館と云ひ、其門に李公館又は黃公館と書したる表札を掲ぐ、文人學士も之に倣ひ、魏公館又は蘇公館と記したる表札を掲ぐ、商館も公館も或は守門者を置く、

手爲の差

風俗の差ある手爲亦同しからず、假令へは吹烟の手爲を作すときは、彼れ拇指を開き口邊に近く、又物の數を示すに拇指と食指とを開き示す、我邦人之を見て二の數なるかと

年賀

思考するに、其形八の字に似たるを以て、八の數を示すか如きことあり。
支那用ふる所の曆は我陰曆にして、其正月元日より凡七日の間は、官民業を休め相送に往來送迎し、祝賀の意を表し、恭喜と云ふ語を交へ、飲宴禮を盡すは我邦に同じ、而も餅を搗き神佛に具へ、又は松竹を檐前に立つることなし、但關帝の畫像などを懸け、之に菓子果物を供へ香花を供ふることあり、其他天子皇太子誕生の日を祝すること亦例年其禮と缺くことなく、百官改服して宸殿に參拜する等ありとす。

簿記算數

簿記は商家及び輪船等にも、彼の唐人符帳なる數字を交へ用ふ、其文字は羅馬數字に相似たり、算數は我邦の算盤に同じも、其形大に算珠は尖銳せざる者を用ふ、其五珠二個宛なるは我邦古時の算盤に同じ、故に物を數ふるの法も彼我異同なし。

外國學

各開港場には英旗の閃き英語の通するは、世人の知る處に似す、外國學を脩むるに別に衆多の學堂あるにあらす、其學生我邦に比すれば少數にして、其之を學ふには英佛の傳教師醫師に就くか、又縁ある其國人に就き學ふに外ならず、西洋技術の進歩遅々たるは當然にして、此中却て企望を屬す可き者あらん。

筆話

彼邦に遊び語言の通せざる時は筆話を可とす、但漢文にて書し示すも上流人士の外は之を解せず、中等以下人士に向ては再三陳申し僅に意を通するに過ぎず、故に語言幾許を知るは、彼に交るの欲き難き所にして、通俗文亦學はざる可からず、漢文は通俗文を學ぶの力を補ふ大なり、通俗文を學ぶに紅樓夢など稱する書あり。

學士文人

家塾を立て子弟を教授し、又詩文を以て家を成すあり、書畫を以て家を成すあり、或は著作を業とするあり、稀には鐵筆篆刻を業とするあり、書畫詩文韻事の行はるゝ太盛にして、農商家と雖門扉又は店頭に、書畫の輻軸を掲ぐるを例とす、故に我大阪と民口を同ふる上海に、畫を業とする者四百人ありと、名古屋人にして彼邦に在り鐵筆と畫を業とする人あり、囑托者跡跡相踵き彼國紳士に相交るも益多しと、余も其親交と得て益を得る少からず、其人業務の盛なるを見ても、彼國韻事の隆行を推知すへし、現行はるゝ處にては、畫は六朝の風を重んじ、畫は彩色に濃密にせし者を嗜むと、店頭販賣する所果して其言に違はず、詩文潤筆を定めず、書畫は官吏も潤筆錢を定めて衆人の囑托に應ずるも、其自から定むるにあらすして、名望家相謀り爲めに之を定め、連名其美を成さんとして廣告を爲す等を常とす、鐵筆の如きも亦然り。

鶴龜

千鶴萬龜など、稱し、鶴龜共に我邦に在ては之を吉事に用ゆ、而も彼邦俗鶴は仙禽などと稱し吉祥の鳥とす、但龜又狐は不吉不祥の怪物として嫌ひ惡むと云ふ、又聞く所には、我邦商家にても龜は猿と共に嫌ふと云ふ、定めて同情に出る者ならんか。

婦人

婦人は人に接せざるを常とす、其中以下婦人の外兩足の小なる歩行も便ならず、縦令戸外に出るも或は轎に乗り往來す、市街の地と雖、夜間は藝娼妓の外絶て婦人の往來するを見ず、晝間は下等婦女を處々に見る、或は船に棹すあり田畝を耕すあり、菜蔬薪炭を田野より買り來るあり、上等婦人は絹にて作り珠玉などを以て飾る鉢巻の如き者を額部に當つ、高貴婦女は、錦緞にて作り紅總など付する冑形の美帽を冠りとす、又上流婦人は、讀書又は作詩文を爲すもの多しとす、藝妓の如きも或は詩を賦する者あるなり。

醫師及び藥舖

日に百草を嘗る神農氏は、支那醫の始祖なり道學先生の太祖なり、乃ち支那の醫は何世の儒醫など稱し、醫書を讀み了る儒士なりとす、中には市街の墻垣などへ大なる張札を以て、平生治療毎日元本日以後十日間毎日減半元など掲示し、業を營む者あるは我邦の下等齒科醫に似たり、又丸散丹圓を賣る市店は太た多く、其店主は醫を兼ねる者あり。

僧侶道士

清國の僧其頭其衣我邦に同じ、但頭上に皆灸痕あり、入道の日施す者にして僧侶たるを表す、又足には黄色などの鞣を穿つ、道士は其頭我沖繩人の如く皆長ふし、頂上に螺形にし之に笄し、服は明朝よりの服を服し、老莊などの道教を奉ずる者なり、是恰も我邦修験者に彷彿たる者にして、此道士には、清朝の天子も古來制を加へずと、道士の住する家は俗家に異なりて之を觀と稱す、彼の玄都觀は唐時に名ありし者と聞く、清國朝廷も道士と僧侶は方外の士とし優待すと云ふ、法律は人民の外を整ふ具にして、道德は其内を修め兼て外に及ぼすの者なれば、之に任ずる者人の敬愛する其責も亦重し。

陰陽師

陰陽師乃ち賣卜家又は觀相家と稱する者、我邦に比すれば太た多く、其下なるは祠廟寺院街路の側に在て業を營む者なり、彼邦人は頗る之を信ず、其觀相家と周易家は、上流の者にして學人の窮を濟ふ一計とす、周易家觀相家の外にも、賣卜の種類は種々あり、或は世道を害するも多かる可しとす。

藝娼妓

彼の、藝妓の携ふるは皆琵琶なり、客あり招けば乃ち茶館又は家宅にも到る、往來必輜に乗る、客其家に到り酒を命し絃と促すも爲し得る所なり、遊戯中に雙六又は拇戰に似たるのこともあり、彼等は間娼妓を兼ねるを常とす、又單に娼妓を業とするの婦女あり、其下なるは密賣婦に同く其上なるも微毒檢査等を爲すを聞かす、故に其身軀を毀損し産業を破る者蓋し少しとせず、上海の娼妓に日夕樓前に出て、各自椅子に倚り低歌を競ひ客を引くの一群あり、南方廣東の地の如きは船妓多しと云ふ、其最も害あるは密娼なり。

圀廁及ひ肥料

都會の地には、各處に圀廁の大なる者を設け置き、晝間は近街の民人及ひ路人も共に此に到る、夜間は蓋ある桶を舍内の一隅に置き圀廁に換へ、掃除者あり日々清洗し來るを常とし毎戸圀廁を設けず、村落は都會に比すれば頗る無法度とす、支那圀廁斯の如しと雖、猶人糞を平地に塗布し、天日に乾かし、厚さ五寸又は一尺なる者とし、犁鋤にて一尺又は一尺五寸四方に截斷し肥料とす、故に各地甚た汚穢なるに至らざるなり、同く人間に生れて世人の評せる如きときは、彼邦人民如何して栖息し得へきや。

作者曰。我日本與漢土相交早已二千年矣。而今也非復昔日之比隣。豈非可慨乎。其廣大如彼。農工未精良礦未開土木未全。加之。律令不行宗教不振學校不盛。嗚呼夫誰能將與其業立其功者乎。蓋我邦人士既注眼于此者多矣。或曰。彼邦三百年于今受制于滿人。今後千萬年受制于我邦亦不爲非也。側聞紅毛碧眼之士。動欲併吞坤輿五大洲。我邦人士豪氣宜在其上勳業宜歷其傲焉。但夫四海弟兄中外交通宜主忠信篤敬而愛隣如己也乎。余癸壬辰之歲遊于清國而歸有小著。今茲會清國奇變之再興。乃改削舊稿復以上梓云。時維明治庚子夏六月也。

明治三十三年七月十五日印刷
 明治三十三年七月廿三日發行



著者 東京市小石川區新諏訪町廿一番地寄留
 千葉縣平民 宮 內 猪 三 郎

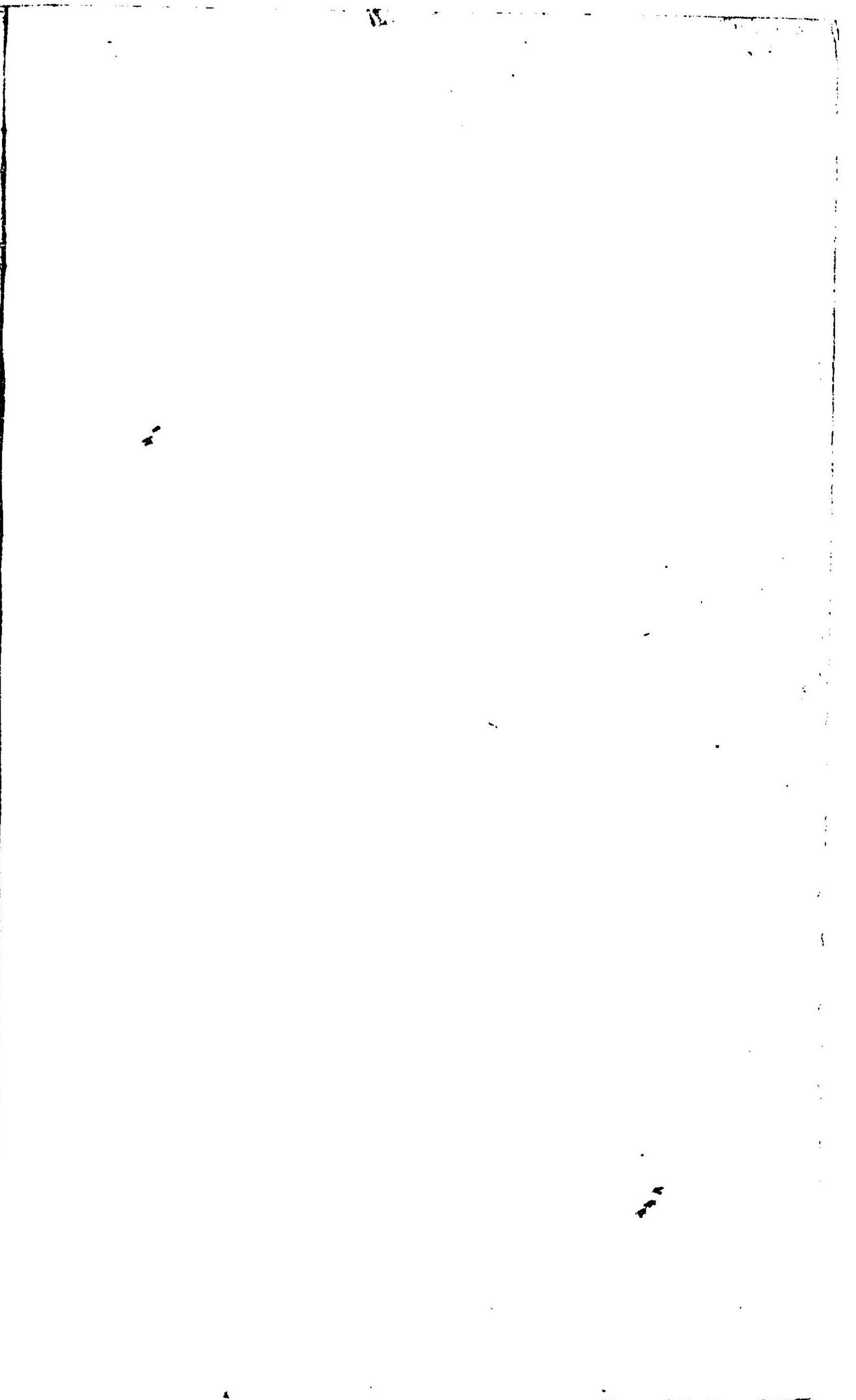
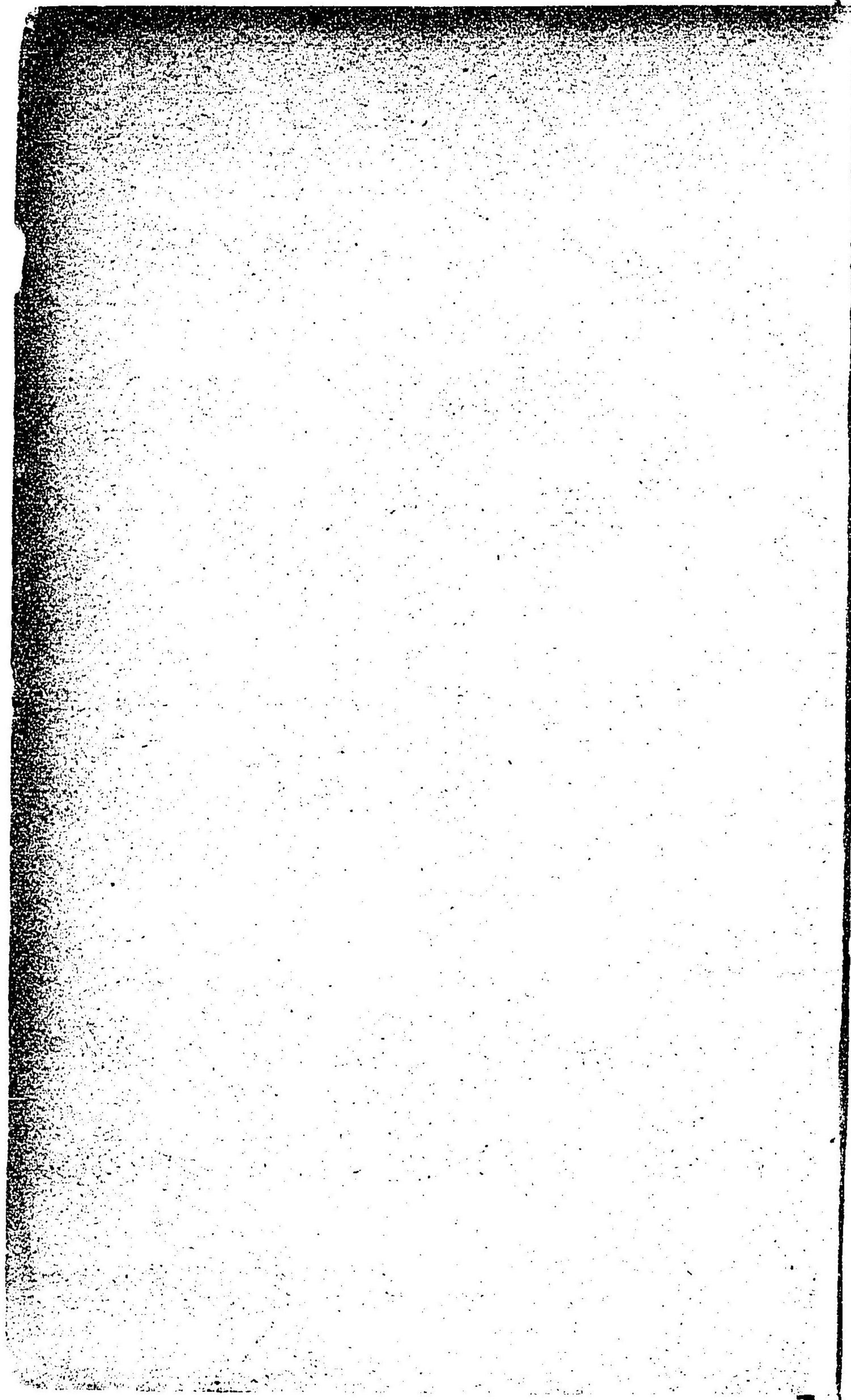
印刷者 千葉縣海上郡銚子町ハノ百二十六番地
 千 木 松 伊 佐 磨

印刷所 千葉縣海上郡銚子町ハノ百二十六番地
 銚 子 印 刷 所

發兌書林

東京市日本橋區本石町 上 田 屋
 同 市 同 區 荳 屋 町 東 陽 堂

81
 462



81
462

